

脳血管疾患領域検討部会設置要領

(設置目的)

第1条 滋賀県循環器病対策検討会設置要綱第5条の3の規定に基づき、脳血管疾患対策の効果的な施策を推進するため部会を設置する。

(検討事項)

第2条 部会では、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 脳血管疾患医療提供体制に関する事項
- (2) 脳血管疾患の連携体制に関する事項
- (3) その他、脳血管疾患対策の取組の促進のために必要な事項

(組織)

第3条 部会に属する委員は、別表に掲げる機関等で構成する。

- 2 部会には、部会長を置くものとする。
- 3 部会長は会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 部会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会の議長は部会長があたる。

- 2 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の会議への出席および意見を求めることができる。
- 3 部会長は、運営上必要がある場合、ワーキンググループを置いて所掌事項の一部を所掌させることができる。

(事務局)

第5条 部会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課において処理する。

附 則 この要領は、令和3年4月7日から施行する。

別表

脳血管疾患領域検討部会構成機関・団体

	構成機関・団体	
1	滋賀県医師会	
2	滋賀県歯科医師会	
3	滋賀県薬剤師会	
4	滋賀県看護協会（脳卒中リハ認定看護師・訪問看護師）	
5	滋賀県栄養士会	
6	滋賀県作業療法士会	
7	滋賀県介護支援専門員連絡協議会	
8	滋賀県消防長会	
9	医療機関	
	大津	滋賀医科大学医学部附属病院
		大津赤十字病院
	湖南	済生会滋賀県病院
	東近江	近江八幡市立総合医療センター
	湖東	彦根市立病院
	湖北	市立長浜病院